

老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第63号

老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則
(老人福祉法施行細則の一部改正)

第1条 老人福祉法施行細則(昭和40年香川県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊦」を削る。

第4号様式中「㊦」及び「㊦」を削る。

第5号様式から第9号様式まで及び第12号様式から第14号様式の2までの規定中「㊦」を削る。

第15号様式から第23号様式までの規定中「㊦」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第24号様式（第19条関係）

	第 号
	年 月 日
香川県知事 殿	
施設設置者 氏 名	
有料老人ホーム設置届	
次のとおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により届け出ます。	
1・2 略	
3 <u>設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等</u>	
4～11 略	
12 職員の配置の計画	
13 <u>老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額</u>	
14 <u>老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類</u>	
15 <u>一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容</u>	
16 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	
17 長期の収支計画	
18 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書	

第24号様式（第19条関係）

	第 号
	年 月 日
香川県知事 殿	
施設設置者 氏 名 [㊟]	
有料老人ホーム設置届	
次のとおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により届け出ます。	
1・2 略	
3 <u>条例、定款その他の基本約款</u>	
4～11 略	
12 <u>市場調査等による入居者の見込み</u>	
13 職員の配置の計画	
14 <u>老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額</u>	
15 <u>老人福祉法第29条第7項に規定する保全措置を講じたことを証する書類</u>	
16 <u>入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容</u>	
17 <u>入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容</u>	
18 <u>医療施設との連携の内容</u>	
19 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	
20 長期の収支計画	
21 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書	

第25号様式中「㊟」を削る。

第26号様式中「㊟」を削る。

(指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年香川県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、備考6中「12.4.1」を「H12.4.1」に改め、備考9を削る。

第1号様式の2中「㊟」及び備考6を削る。

第1号様式の3及び第2号様式中「㊟」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第3号様式中「㊟」及び備考3を削る。

第3号様式の2中「㊟」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第4号様式中「㊟」及び備考を削る。

第5号様式中「㊟」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第6号様式及び第7号様式中「㊟」及び備考3を削る。

第8号様式中「㊟」及び備考を削る。

第9号様式中「㊟」及び備考3を削る。

第10号様式中「㊟」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考11までを1ずつ繰り上げ、備考12を削る。

第11号様式中「㊟」及び備考4を削る。

(香川県指定事務受託法人及び指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 香川県指定事務受託法人及び指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成18年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び備考6を削る。

第2号様式中「㊟」を削り、備考6中「12年4月1日」を「平成12年4月1日」に改め、備考9を削る。

第3号様式及び第4号様式中「㊟」及び備考3を削る。

第5号様式及び第6号様式中「㊟」及び備考を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。